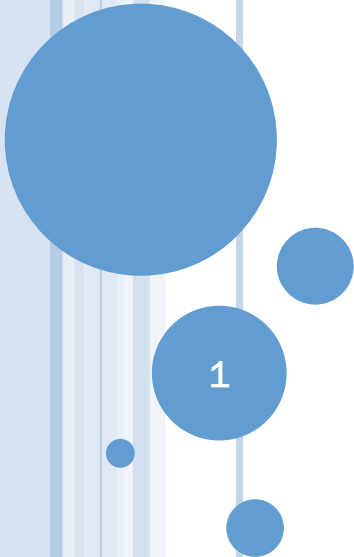




# 大阪府薬剤師会が進める認定薬局 の啓発活動や認知度向上に向けた 取組みについて

1

大阪府薬剤師会  
副会長 伊藤 憲一郎

## 特定の機能を有する薬局の認定

- 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）
- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

患者のための薬局ビジョンの  
「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

患者のための薬局ビジョンの  
「高度薬学管理機能」に対応

### 地域連携薬局

※2025年3月末時点で4,208件



#### 【主な要件】

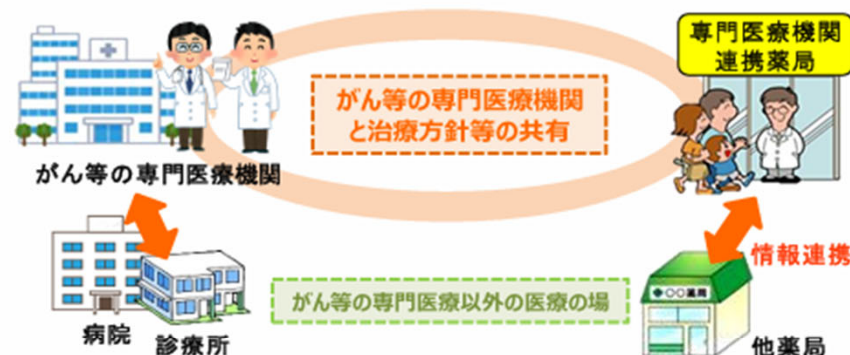
- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

### 専門医療機関連携薬局

※2025年3月末時点で208件

※傷病の区分ごとに認定  
（現在規定している区分は「がん」）



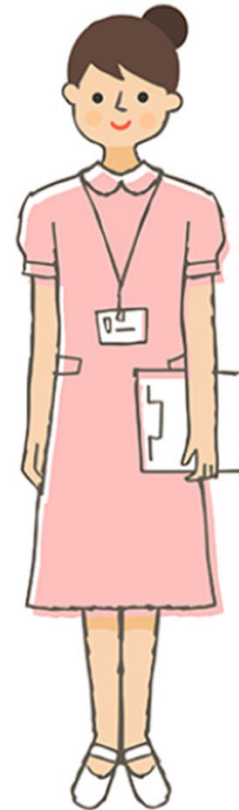
#### 【主な要件】

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
  - ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置
- 等
- ＜専門性の認定を行う団体＞
- 日本医療薬学会（地域薬学ケア専門薬剤師（がん））
  - 日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師）

## 地域連携薬局の基準

|   | 法律                                                                          | 基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。                   | <u>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置</li> <li>○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 2 | 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。             | <u>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加</li> <li>○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備</li> <li>○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績）</li> <li>○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備</li> </ul>                                                                                                                                                                      |
| 3 | 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。 | <u>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開店時間外の相談応需体制の整備</li> <li>○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備</li> <li>○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備</li> <li>○ 麻薬の調剤応需体制の整備</li> <li>○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備<br/>（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。）</li> <li>○ 医療安全対策の実施</li> <li>○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置</li> <li>○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置</li> <li>○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施</li> <li>○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績</li> </ul> |
| 4 | 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。              | <u>在宅医療に必要な対応ができる体制</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績）</li> <li>○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

# かかりつけ薬局 を持ちましょう



# 大阪府薬剤師会認定かかりつけ薬局

## 認 定 条 件

| 区 分        | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 保険調剤    | ①各種公費（結核，生保，更生・育成，精神，原爆，労災）の取扱いがある<br>②麻薬小売業者の免許を取得している                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2. 薬局の体制整備 | ①特定の医療機関にあわせた開局時間ではなく，地域住民・患者の需要や地域医療体制に対応できる開局時間・曜日である<br>②開局時間以外であっても，緊急時等に対応できる体制として，休日・夜間等における緊急時等の連絡先を患者に情報提供するとともに，自薬局で対応できない場合には，他の薬局と連携し，休日・夜間等の対応が可能である体制を整備している<br>③在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行うとともに，処方医から在宅患者訪問薬剤管理指導の指示があった場合に適切な対応ができるよう，在宅患者に対する薬学的管理指導が可能な体制を整備し，大阪府薬剤師会保険薬局検索システムにおいて在宅対応可能薬局となっている<br>④ OKISS 情報ネットワークに参加し，医療に関する最新の情報を収集し，服薬指導等の薬局業務に活用することができる<br>⑤不要な医薬品や使用済みの注射針の所有に伴う健康被害の未然防止及び廃棄物の適切な処理の観点から，地域住民に対して適切に指導している |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3. 一般用<br>医薬品等の<br>販売 | <p>①地域住民のセルフメディケーション支援のために、相談に応じ、適切な情報を提供し、必要な要指導医薬品や一般用医薬品等を販売する。また、必要に応じて生活上の指導や受診勧奨を行う</p> <p>②医療機器・衛生材料・介護関連用品の供給を行える</p>                                                                                                  |
| 4. 地域貢献               | <p>①所属する地域薬剤師会と協力し、地域住民への薬事衛生、環境衛生の維持向上のために行われる各種事業に参加し、保健衛生の維持向上に貢献している</p> <p>②地域における医薬品の相互分譲に協力している</p> <p>③他職種と連携し、地域包括ケアに貢献している</p> <p>④薬剤師会等が実施する各種調査（DEM 事業、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業等）に報告・協力している</p> <p>⑤副作用被害救済制度に協力している</p> |
| 5. 生涯教育               | <p>①日本薬剤師研修センター等の薬剤師認定制度認証機構の取り組みに参加していること</p> <p>② JPALS に参加している</p>                                                                                                                                                          |
| 6. その他                | <p>①薬学生の実務実習の受け入れに積極的に協力している</p> <p>②パンデミックや震災等の災害時の活動に協力できる</p>                                                                                                                                                               |

## 地域連携薬局数（全国）

全数 4,354（令和7年12月31日時点）

|     |     |      |     |      |     |      |     |
|-----|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| 北海道 | 201 | 東京都  | 673 | 滋賀県  | 43  | 徳島県  | 34  |
| 青森県 | 30  | 神奈川県 | 361 | 京都府  | 118 | 香川県  | 58  |
| 岩手県 | 38  | 新潟県  | 101 | 大阪府  | 291 | 愛媛県  | 42  |
| 宮城県 | 103 | 山梨県  | 13  | 兵庫県  | 182 | 高知県  | 25  |
| 秋田県 | 25  | 長野県  | 65  | 奈良県  | 34  | 福岡県  | 120 |
| 山形県 | 34  | 富山県  | 40  | 和歌山県 | 13  | 佐賀県  | 9   |
| 福島県 | 82  | 石川県  | 30  | 鳥取県  | 31  | 長崎県  | 31  |
| 茨城県 | 152 | 岐阜県  | 50  | 島根県  | 14  | 熊本県  | 32  |
| 栃木県 | 63  | 静岡県  | 127 | 岡山県  | 55  | 大分県  | 30  |
| 群馬県 | 61  | 愛知県  | 171 | 広島県  | 109 | 宮崎県  | 18  |
| 埼玉県 | 264 | 三重県  | 67  | 山口県  | 32  | 鹿児島県 | 38  |
| 千葉県 | 219 | 福井県  | 18  |      |     | 沖縄県  | 7   |

## 専門医療機関連携薬局数（全国）

全数 2 3 3 （令和7年12月31日時点）

|     |     |      |     |      |     |      |     |
|-----|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| 北海道 | 1 8 | 東京都  | 2 3 | 滋賀県  | 6   | 徳島県  | 1   |
| 青森県 | 1   | 神奈川県 | 1 6 | 京都府  | 1   | 香川県  | 0   |
| 岩手県 | 2   | 新潟県  | 1   | 大阪府  | 1 9 | 愛媛県  | 3   |
| 宮城県 | 6   | 山梨県  | 0   | 兵庫県  | 1 0 | 高知県  | 0   |
| 秋田県 | 1   | 長野県  | 7   | 奈良県  | 1   | 福岡県  | 1 2 |
| 山形県 | 4   | 富山県  | 3   | 和歌山県 | 0   | 佐賀県  | 2   |
| 福島県 | 1   | 石川県  | 1   | 鳥取県  | 0   | 長崎県  | 5   |
| 茨城県 | 8   | 岐阜県  | 3   | 島根県  | 1   | 熊本県  | 3   |
| 栃木県 | 4   | 静岡県  | 5   | 岡山県  | 3   | 大分県  | 2   |
| 群馬県 | 2   | 愛知県  | 1 2 | 広島県  | 6   | 宮崎県  | 1   |
| 埼玉県 | 1 4 | 三重県  | 4   | 山口県  | 1   | 鹿児島県 | 3   |
| 千葉県 | 1 6 | 福井県  | 0   |      |     | 沖縄県  | 1   |

認定かかりつけ薬局 認定薬局数推移

| 募集年度   | 認定年度   | 新規  | 更新対象数 | 更新  | 合計  | 減数  | 認定総数 |
|--------|--------|-----|-------|-----|-----|-----|------|
| 平成26年度 | 平成27年度 | 587 |       |     | 587 |     |      |
| 平成27年度 | 平成28年度 | 120 |       |     | 120 |     |      |
| 平成28年度 | 平成29年度 | 47  |       |     | 47  |     | 754  |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 38  | 587   | 509 | 547 | 40  |      |
| 平成30年度 | 令和1年度  | 30  | 120   | 103 | 133 | -13 |      |
| 令和1年度  | 令和2年度  | 16  | 47    | 42  | 58  | -11 | 738  |
| 令和2年度  | 令和3年度  | 28  | 547   | 475 | 503 | 44  |      |
| 令和3年度  | 令和4年度  | 10  | 133   | 111 | 121 | 12  |      |
| 令和4年度  | 令和5年度  | 9   | 58    | 51  | 60  | -2  | 684  |
| 令和5年度  | 令和6年度  | 11  | 503   | 438 | 449 | 54  | 630  |
| 令和6年度  | 令和7年度  |     | 121   |     |     |     |      |

## 大阪府薬剤師会認定かかりつけ薬局の更なる発展のための研修会

基準薬局制度の発展的解消を受け、本会独自の認定制度として平成27年4月1日より大阪府薬剤師会認定かかりつけ薬局を開始いたしました。しかしながら、近年の薬局機能を巡る認定制度の大きな変化を鑑みて本会で議論を重ねた結果、令和6年度の認定を最終とし、令和9年度をもって本制度を終了させていただくことといたしました。

つきましては、本制度参加薬局に地域連携薬局に移行していただく、地域連携薬局の取得のための研修会を開催いたしますので、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

日時：令和7年11月15日（土）14時30分～16時30分（予定）

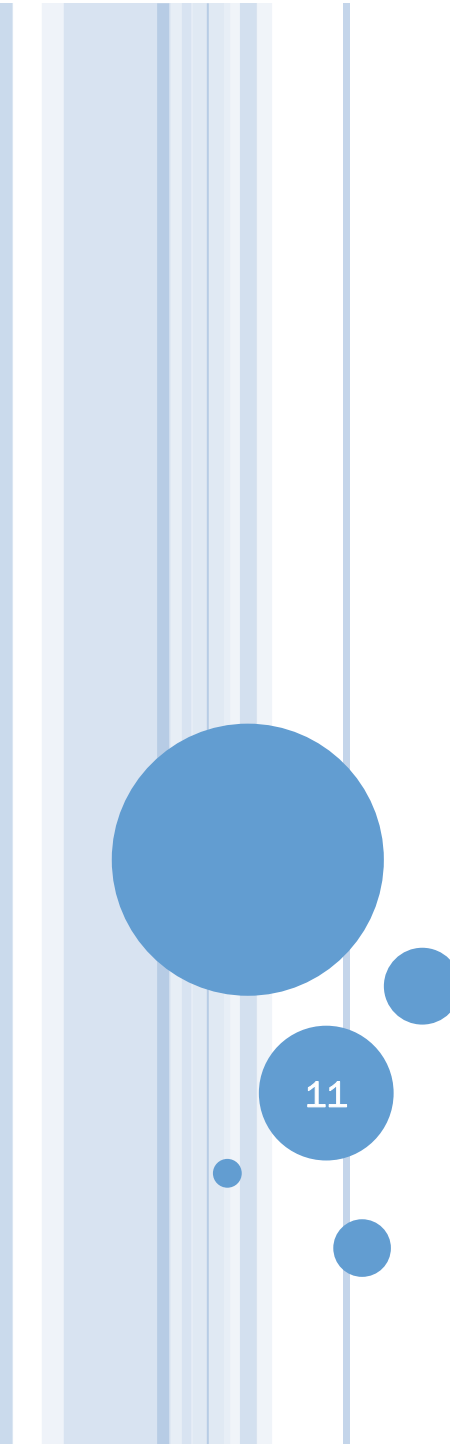
開催方法：ZoomウェビナーによるWeb研修

対 象：大阪府薬剤師会認定かかりつけ薬局制度参加薬局(更新未薬局も含む)

受講費：無料

定 員：1,000名（定員になり次第終了）

内 容： 1.「地域連携薬局の活動について」  
2.「行政が求める地域連携薬局について」  
3.「地域連携薬局の申請事項について」



## 令和 7 年度 地域医薬品提供体制構築推進事業

11

## 地域医薬品提供体制の視点

これまで各薬局の個々の努力により、また薬剤師会組織による会員相互扶助の観点で取り組んできた医薬品・薬剤師サービス提供を「地域体制」の観点から再点検・再構築する必要があり、そのためには、薬局間の連携と、薬局間連携の核となる地域薬剤師会の役割が重要となるとともに、行政的視点からの「当該地域の医療提供体制に則した医薬品提供体制」の視点が必要となると考えています。



# 薬局機能高度化推進事業

令和7年度予算 3.6億円(46百万円) ※( )内は前年度当初予算額 ※ 令和6年度補正予算額 10百万円

## 1 事業の目的

限られた医療資源を有効活用する観点から、地域において薬局に求められる役割を地域全体で効率的・効果的に発揮するため、地域の薬局が連携して対応する仕組みの構築の検討や、薬局薬剤師の業務について、効率化・高度化を推進していく必要がある。

地域において一定の役割を果たすことが期待される薬局として健康サポート薬局、認定薬局(地域連携薬局、専門医療機関連携薬局)の制度があるが、これらについて、そのメリットや地域の中での位置付けがわかりにくい等の指摘がなされており、地域における役割・機能を改めて整理・明確化し、必要な役割が確実に発揮されるようにすることも必要である。

薬局の地域における役割・機能のあり方については、「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」で検討を実施しているところであるが、今後の検討会による議論を踏まえて①かかりつけ薬剤師・薬局の活用を含めた地域連携等による医薬品提供体制強化、②認定薬局・健康サポート薬局の地域で担うべき役割の整理、③薬局起点の医療情報の推進、④対物業務の効率化の観点から対策を実施し、地域の薬局間連携等により、かかりつけ薬剤師・薬局の活用を含め、地域がそれぞれの状況に合わせて取り組む道筋を作り、対人業務の充実、対物業務の効率化をはじめ薬局機能、薬剤師サービスの高度化に繋げる。

## 2 事業の概要・スキーム

令和5年度事業で実施した取組(薬局起点の医療情報交換サービスの必要性等の検討、オンライン服薬指導研修等)の効果検証結果及び「薬局薬剤師の機能強化等に関する検討会」での議論をもとに、新たに以下について必要な調査・検討等を行う。

### ① 地域における医薬品提供体制の強化

・地域薬剤師会において、薬局間連携推進等による夜間・休日対応、在宅対応等に係る医薬品提供体制の構築・強化のための事業を実施

### ② 認定薬局・健康サポート薬局による高度な専門性を発揮した薬剤師サービス提供の推進

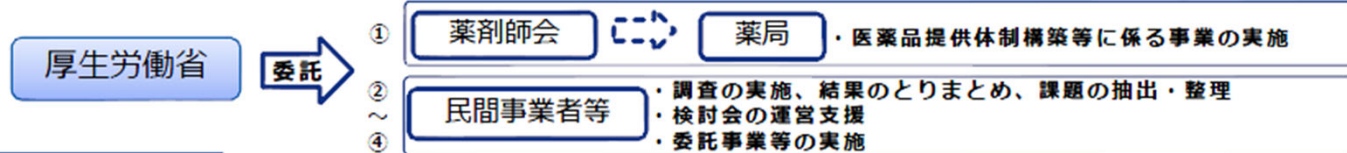
・認定薬局の基準の検討のための基礎資料として必要な薬局の機能等の情報を収集するための調査、結果の分析を実施

### ③ 医療機関・薬局間の情報(トレーシングレポート等)の共有・標準化等の検討

・薬局から医療機関等への情報を提供するための課題の調査等を実施

### ④ 遠隔での調剤監査

・調剤業務の一部外部委託において、薬剤師が遠隔での薬剤監査を実施する必要となる場合があり、そのような場合において安全かつ確実に監査を実施するために、その方法や必要な設備(監査支援装置等)などの要件について調査・検討を実施(※令和6年度補正予算にて実施)



## 3 実施主体等

国(民間事業者、関係団体等に委託)

※検討会の運営支援や、現状分析、課題抽出については委託事業により実施

## 地域医薬品提供体制協議会設立の経緯

- 厚生労働省では、令和7年度より「地域医薬品提供体制構築推進事業」を通じて、地域における医薬品の安定供給体制の整備と多職種連携の強化を推進しています。特に在宅医療の拡充や災害・感染症対応において、薬局と医療・介護・行政の連携が不可欠であり、市町村行政との協働は制度運用上も実務上も極めて重要です。

## 協議会の設置目的

大阪府薬剤師会では、地域の薬局・医療機関・行政・介護関係者が連携し、以下の体制整備を進めるため、市町村ごとに「地域医薬品提供体制協議会」を設置することを検討しております。

- 地域薬局機能の把握と情報共有
- 夜間・休日対応体制の構築
- 在宅医療支援体制の整備
- 災害・感染症時の医薬品供給体制の構築
- 地域の備蓄医薬品リストの整備と情報共有

## 地域医薬品提供体制協議会の構成員

1. 地域薬剤師会の代表者
2. 地域薬局連絡会の代表者
3. 地域医師会及び地域歯科医師会の代表者
4. 市町村の関係部署職員（健康推進課等）
5. 地域内の病院の薬剤師の代表者
6. 必要に応じて、学識経験者または外部専門家
7. 訪問看護ステーション、地域包括支援センター等の関係者

ただし、4～7については地域の事情を鑑み、必ずしも構成メンバーとする必要はない。



## 地域医薬品提供体制協議会

地域薬剤師会  
地域薬局連絡会  
医師会  
歯科医師会  
訪問看護ステーション協会  
介護支援専門員協会  
行政  
学識経験者・専門家

代表者

### 地域薬局連絡会

地域薬剤師会  
会員薬局

非会員薬局

代表者

運営委員会

17



一般社団法人 大阪府薬剤師会  
Osaka Pharmaceutical Association

# 地域医薬品提供体制構築実施計画

## STEP1(1年目)

- 地域薬局機能の把握・活用
- 医薬品提供体制協議会の立ち上げ
- 実施計画の策定
- 地域薬局機能リストの整備
- 薬局の夜間・休日対応、在宅支援機能の明示・効果的な地域住民等への周知
- 薬局リスト掲載内容に関する地域住民等からの問合せ受付体制を設置

# 地域医薬品提供体制構築実施計画

## STEP2(2年目)

- 地域の備蓄医薬品リストの整備・共有
- 地域における医療用麻薬供給のフローの作成
- 無薬局地域における医療提供体制のフローの作成
- 多職種(医療機関、訪問看護ステーション等)連携窓口の設置
- 在宅患者だが外来対応になっている患者への対応の協議
- 退院時カンファレンス、サービス担当者会議等への薬局薬剤師の参加の促進
- 協力薬局による訪問服薬指導支援
- 個々の薬局で解決できない課題の相談窓口の設置
- 災害時BCP・感染症流行時BCPの策定



# 地域医薬品提供体制構築実施計画

STEP3(3年目以降)

PDCAサイクルの構築・実行



## まとめ

### 地域医薬品提供体制構築推進事業では

- 厚生労働省の制度的支援により、地域医療・薬局連携の強化が求められている
- 地域医薬品提供体制協議会は、医療・介護・行政・薬局が連携する実務基盤
- 地域薬局連絡会を通じて、薬局機能の「見える化」と現場支援が進む
- 災害・感染症・在宅医療など、薬剤師の役割は今後さらに拡大